

IFRSをめぐる動向 第67回 概念フレームワーク～負債と持分の区別～

(2014年3～6月の議論②)

前回([No.3178](#))は、2013年7月に公表された討議資料「財務報告の概念フレームワークに関する見直し」(以下「討議資料」という)で示された負債と持分の区別の概要、討議資料に対して寄せられたコメントとIASBスタッフのコメントの分析の概要を解説しました。今回は、IASBスタッフがコメントに対応して示した新たなアプローチと月次会議での検討状況を解説します。

3. 月次会議における討議資料における負債と資本性金融商品の区別の検討状況(続き)

(3)流動性と支払能力

①流動性と支払能力の違い

討議資料では、キャッシュ・レバレッジ、リターン・レバレッジの観点から、厳密な義務アプローチ及び狭い持分アプローチを示し負債と持分の区別が検討されていました。IASBスタッフは、討議資料に対するコメントを踏まえ、概念フレームワークの「第1章 一般目的財務報告の目的」を基礎に検討を進めました。「第1章 一般目的財務報告の目的」では、報告企業の経済的資源及び請求権の内容及び金額に関する情報は、企業の流動性(liquidity)と支払能力(solvency)の評価に役立つとされています。流動性とは追加的な資金調達必要性であり、義務を決済するために必要とされる経済的資源の性質に依拠しています。一方、支払能力は追加的な資金調達に成功する可能性はどのくらいを示すものであり、義務を決済するために必要とされる経済的資源の金額に依拠しています。IASBスタッフは、この流動性と支払能力の違いについて、変動数量の資本性金融商品の発行義務とプッタブル株式に関連して次のとおり説明しています。

②変動数量の資本性金融商品の発行義務

IASBスタッフは、固定金額に等しい総額の価値で変動数量の資本性金融商品を発行する義務についての情報は支払能力を評価するためには適切ですが、流動性を評価するためには適切ではないとしています。なぜなら、当該義務は企業にいかなる経済的資源の移転または交換も要求していないため経済的資源の性質を考慮する必要はありませんが、企業の経済的資源の価値が上記の変動数量の資本性金融商品によって移転される固定金額を下回る可能性があるからだとしています。言い換えれば、当該企業の経済的資源ではこのような金融商品を発行できない可能性があるため支払能力に影響することになると考えられます。例えば、サービスの対価として変動数量の資本性金融商品を発行する場合に、企業に経済的資源がなければ発行できないと考えられます。

③プッタブル株式

一方、資本性金融商品の価値に等しい変動金額を移転する義務すなわちプッタブル株式についての情報は流動性を評価するためには適切ですが、支払能力を評価するためには適切ではないとしています。なぜなら、当該義務は経済的資源すなわち現金を移転するまたは交換することを企業に要求していますが、当該義務は企業の経済的資源の価値を、現金を移転するために必要とされる金額より下回らせることができないからだとしています。言い換えれば、プッタブル株式は現金などの金融資産によって決済されるので移転する経済的資源の性質を考慮する必要があり、流動性の評価には影響しますが、逆に企業が保有している経済的資源で決済されますので、それを上回る価値で決済されることがないため、支払能力には影響しないと考えられます。

(4)財務諸表利用者が行う評価とその評価に必要とされる情報との関係

IASB スタッフは上記の流動性と支払能力の情報に、請求権の保有者間でのリターンの配分についての情報を加え、財務諸表利用者が行う評価と、その評価に必要とされる情報との関係を以下のとおりまとめています。

項目	財務諸表利用者が行う評価	その評価に必要とされる情報
流動性	企業の流動性及び追加の資金調達の必要性の評価	義務を決済するために必要とされる経済的資源の性質、及び決済の時期についての情報
支払能力	企業の支払能力、すなわち追加的な資金を獲得する能力やリターンの配分についての義務の影響の評価	義務を決済するために必要とされる経済的資源の金額についての情報
リターンの配分	リターンの配分の評価	様々なクラスの請求権の価値の変動についての情報

このように、IASB スタッフは、流動性、支払能力、リターンの配分の3つの観点から、負債と持分の区別のアプローチを検討しています。

(5)4つのアプローチ

①4つのアプローチにおける負債と持分の区別

財務諸表利用者が行う評価と財務諸表による情報との関係を基礎にIASB スタッフは、負債と持分の区別に関して以下の4つのアプローチを提示しています。

	負債と持分への分類方法
--	-------------

<p>決済アプローチ (Settlement approach)</p>	<p>企業の経済的資源を移転するすべての義務を負債として分類し、企業に対するその他のすべての請求権を持分に分類する。</p>
<p>価値アプローチ (Value approach)</p>	<p>企業の経済的資源の総額とは無関係の価値(例えば、通貨、コモディティ、サービスその他の経済的資源についての特定の金額)を特定している企業の経済的資源を移転する義務、またはその他の当該企業に対する請求権を負債に分類する。企業に対する上記以外のその他のすべての請求権(例えば普通株式)を持分に分類する。</p>
<p>決済アプローチと価値アプローチの組み合わせ (Combined settlement and value approach)</p>	<p>決済アプローチと価値アプローチのいずれかの要件を満たす義務をすべて負債として分類するものである。より多くの請求権の集合が含まれ、上記の2つのアプローチの長所及び短所を組み合わせたものである。</p>
<p>狭い持分アプローチ (Narrow equity approach)</p>	<p>親会社が発行している資本性金融商品のうち最も残余的な既存のクラスの中の既存の資本性金融商品のみを持分に分類するものである。企業に対するその他のすべての請求権は負債に分類する。</p>

②決済アプローチ

決済アプローチは、討議資料で示された厳密な義務アプローチに類似したものです。このアプローチは、企業の経済的資源を移転するすべての義務を負債に分類し、それ以外の企業に対するその他のすべての請求権を持分に分類するものです。したがって、負債と持分の区別において、経済的資源が流出するかどうかに着目しています。すなわち、義務を決済するために必要とされる経済的資源の性質に着目しているといえます。

③価値アプローチ

これに対し価値アプローチは、討議資料では扱われておらず、今回、新たに示されたものです。このアプローチは、負債と持分の区別において企業の総額の経済的資源の価値に着目するものです。IASB スタッフは、負債と持分を区別するために価値アプローチを使用することによって提供される情報は、企業の総額の経済的資源の価値が義務を決済するにあたり十分であるのか、そして追加的な資金調達を行う余裕や体力があるかどうかについて財務諸表の利用者が評価するにあたり必要とされているとしています。すなわち、企業の経済的資源の総額とは無関係の価値(例えば、通貨、コモディティ、サービスその他の経済的資源についての特定の金額)を特定している義務または企業に対する請求権は企業の支払能力に影響しますので負債

に分類されると考えられます。一方、企業の経済的資源の総額の価値に関係している義務または企業に対する請求権は、企業の総額の価値の影響を受け変動し支払能力には影響しないので持分に分類されると考えられます。

なお、このアプローチは義務の存在を前提とする負債の定義を基礎としますが、負債の定義についての指針の修正が必要となります。これは、経済的資源を移転する義務は、義務を決済するために必要とされる経済的資源または請求権の価値を参照するものであり、その性質を参照するものではないことを明確にする必要があるからです。

④ 決済アプローチと価値アプローチの組み合わせ

このアプローチは、決済アプローチと価値アプローチのいずれかの要件を満たす義務をすべて負債として分類するため、より広範囲の請求権が負債に分類されます。

⑤ 狭い持分アプローチ

狭い持分アプローチは、最も残余的な請求権以外の全ての請求権のリターンを純損益及びその他の包括利益計算書で表示するものです。また、プッタブル株式を持分に分類する概念的基礎を与えるものです。

しかし、IASB スタッフは、同時に請求権によっては最終残余のクラスの請求権と類似した特徴を有している場合があり、そうした金融商品を負債に分類し、事後測定を行い、利得、損失を表示することの問題点を指摘しています。

(6) 4つのアプローチによる企業によって発行された金融商品の負債と持分への分類

典型的な負債性金融商品、普通株式、固定金額に相当する価値で変動数量の株式を発行する義務、プッタブル株式は、上記の4つアプローチでは以下のとおり負債と持分に分類されます。

決済アプローチでは、プッタブル株式は義務の決済のために企業の経済的資源の移転が必要とされますので負債に分類されます。逆に固定金額に相当する価値で変動数量の株式を発行する義務は、決済のために企業の経済的資源の移転が必要とされないため持分に分類されます。

価値アプローチでは、固定金額に相当する価値で変動数量の株式を発行する義務は、企業の経済的資源の総額とは無関係の特定の価値の移転を要求していますので負債に分類されます。プッタブル株式は、義務の価値が企業の経済的資源の総額の価値に依拠しますので持分に分類されます。

決済アプローチと価値アプローチの組み合わせでは、決済アプローチと価値アプローチのいずれかの要件を満たす義務をすべて負債として分類するため、固定金額に相当する価値で変動数量の株式を発行する義務、プッタブル株式のいずれもが負債に分類されます。

狭い持分アプローチでは、プッタブル株式が最も残余的なクラスの持分であれば持分に分類され、最も残余的なクラスの持分でなければ負債に分類されます。また、固定金額に相当する価値で変動数量の株式を発行する義務は最も残余的なクラスの持分とはなることはないことを前提に上記の表では負債に分類しています。

表 4つのアプローチによる企業によって発行された金融商品の負債と持分への分類

	決済ア プロ チ	価値ア プロ チ	決済アプローチと 価値アプローチの 組合せ	狭い持分アプローチ
典型的な負債性金融商品	負債	負債	負債	負債
普通株式	持分	持分	持分	持分
固定金額に相当する価値で変動数量の株式を発行する義務	持分	負債	負債	負債
プッタブル株式	負債	持分	負債	最も残余的なクラスの持分であれば持分、最も残余的なクラスの持分 でなければ負債

(注)上記の表は、IASB スタッフが作成した“Liabilities and Equity Education Session supplementary material to accompany Agenda Paper 10H”をもとに筆者が作成した。

(7)IASB スタッフの提案と月次会議での検討状況

IASB スタッフは、価値アプローチによる負債と持分の区別に使用される特徴が企業の財政状態及びリターンの配分に影響を与え最も有用な情報が提供されるため、価値アプローチの検討を提案しています。これは、企業の経済的資源の総額とは無関係の価値を特定しているかどうかによって負債と持分を区別することにより、企業の支払能力についてより有用な情報が提供されるからだと考えられます。

一方、決済アプローチによって提供される情報も有用ですが、流動性の評価に必要な情報はその他の方法により、より良く表示されるとしています。さらに、IASB スタッフは決済及びリターンの配分に関する情報は、その他の表示及び開示のアプローチにより最も良く提供され、適切な基準において検討することを提案しています。

2014年6月の月次会議では、負債と持分の区別は教育セッションとして行われたため、決定は行われませんでした。ボードメンバーからは価値アプローチを支持する意見があったものの、支払能力という新たな概念に議論が集中しました。また、一部には反対意見もありました。また、

価値アプローチは、概念フレームワークにおける負債と持分の定義を維持するものの、負債の定義について追加の指針が必要なことも議論されました。既述のとおり、価値アプローチでは、経済的資源を移転する義務は、義務を決済するために必要とされる経済的資源または請求権の価値を参照するものであり、その性質を参照するものではないからです。

4. おわりに

このように討議資料で提示された厳密な義務アプローチ、狭い持分アプローチではなく、価値アプローチを掘り下げて検討する方向で議論が進んでいます。価値アプローチは、討議資料で検討していたキャッシュ・レバレッジ、リターン・レバレッジではなく企業の支払能力の評価に着目するものです。すなわち、義務が現金その他の金融資産で決済されるかどうかに関係なく、企業の経済的資源の総額とは無関係の価値を特定している義務を負債に分類し、プッタブル株式のような企業の経済的資源の総額を参照している義務を持分に分類しようとするものと考えられます。既述のとおり、これは、企業の経済的資源の総額とは無関係の価値を特定しているかどうかにより負債と持分を区別することにより、企業の支払能力についてより有用な情報が提供されるからだと考えられます。

また、現行のIAS第32号「金融商品：表示」では、固定金額に相当する価値で変動数量の株式を発行する義務は、固定対固定のルールにより負債に分類され、一方、プッタブル株式は原則として負債に分類されますが、特定の要件を満たせば持分に区分されます。したがって価値アプローチは、現行のIAS第32号の負債と持分の区別と類似しており、現行のIAS第32号を支払能力という概念を取り込むことにより理論づけているとも考えられます。今回の検討結果を踏まえ、価値アプローチを基礎に、負債と持分の区別についての検討がさらに進められると考えられ、今後の議論の方向性が注目されます。